

目 次

第1部 調査の概要	9
1 調査目的	9
2 調査期間	9
3 調査対象国	9
4 調査内容	9
(1) 障害者に対する差別禁止に係る法制度	9
(2) 障害者に対する差別禁止に係る法制度に基づくガイドライン等	13
(3) 障害者権利条約の締結に至る経緯（ニュージーランド、オーストラリアのみ）	14
(4) 主要各国における障害者に対する差別禁止に係る国内法制度等の体系的な評 価	15
5 その他	15
第2部 北アメリカ	17
第1章 アメリカ	17
1 障害者に対する差別禁止に係る法制度	17
(1) 障害者に対する差別を含む差別の禁止を規定した法令の概要	17
(2) ADAにおける障害者の概念・定義	25
(3) ADAにおける合理的配慮と差別	45
(4) ADAにおける合理的便宜の手続的義務	64
2 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み	68
(1) ADA違反の救済手続：EEOCと司法省	68
(2) ADAにおける紛争解決手段としてのメディエーションと仲裁	72
3 教育における障害者差別の禁止	77
(1) IDEAにおける障害者差別を禁止する法令の概要	77
(2) 障害者教育における差別禁止・合理的便宜	90
4 航空機アクセスにおける障害者差別の禁止	93
(1) 差別禁止・合理的便宜	93
(2) 紛争解決	94
5 投票における障害者差別の禁止	95
(1) 差別禁止・合理的便宜	95
6 通信法における障害者差別の禁止	96
(1) 差別禁止・合理的便宜	96
(2) 紛争解決方法	96
7 障害者施策に係る監視の仕組み	98

(1) 全米障害者評議会の独立性の担保.....	98
(2) アメリカ合衆国市民権委員会 (U.S. Commission on Civil Rights)	103
第3部 ヨーロッパ.....	117
第1章 イギリス.....	117
1 障害者に対する差別禁止に係る法制度.....	117
(1) 1995年障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act 1995)	117
(2) 1998年人権法 (Human Rights Act 1998)	127
2 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み.....	129
(1) 概説.....	129
(2) 障害者差別禁止法による保護・救済の仕組み.....	129
(3) 人権法に基づく保護・救済の仕組み.....	137
(4) 平等法に基づく保護・救済の仕組み.....	138
(5) その他の関連機関.....	141
3 障害者施策に係る監視の仕組み.....	142
(1) 平等人権委員会.....	142
(2) 障害問題担当局 (Office for Disability Issues: ODI)	150
(3) その他の機関.....	151
4 障害者施策に係る推進の仕組み.....	153
(1) 公的機関の障害平等義務 (Disability Equality Duty)	153
(2) 教育機関に関するアクセシビリティ戦略・計画.....	155
(3) 公共交通機関に関するアクセシビリティ等に関する規則.....	156
(4) 関連行政機関による障害者差別禁止推進の仕組み.....	158
第2章 ドイツ.....	169
1 障害者に対する差別禁止に係る法制度.....	169
(1) 障害者に対する差別を含む差別の禁止を規定した法令の概要.....	169
(2) 障害(者)の概念・定義.....	183
(3) 差別の概念・定義.....	189
(4) 合理的便宜.....	195
(5) 小括.....	211
2 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み.....	212
(1) 立証責任.....	212
(2) 救済手段.....	215
(3) 障害者関係機関のかかわり.....	218
3 障害者施策に係る監視の仕組み.....	219
(1) 反差別局の概要.....	219

(2) 任務	219
4 障害者施策に係る推進の仕組み.....	222
(1) 障害者問題担当官.....	222
(2) 統合専門機関 (Integrationsfachdienst)	223
(3) 政策の展開.....	224
第3章 フランス	227
1 障害者に対する差別禁止に係る法制度.....	228
(1) 憲法	228
(2) 障害を理由とする差別を禁止する法令.....	228
2 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み.....	239
(1) 刑事訴訟.....	239
(2) 民事訴訟.....	240
(3) HALDE による保護・救済.....	240
(4) 共和国オンブズマン (Le Médiateur de la République)	244
3 障害者施策に係る監視の仕組み.....	245
(1) 監視機関.....	245
(2) 全国障害会議 (conférence nationale du handicap)	247
4 障害者施策に係る推進の仕組み.....	247
(1) 政府の推進体制.....	247
(2) 障害及び障害者に対する国民一般の理解を促進する施策.....	248
第4章 EU.....	279
1 欧州人権条約 The European Convention on Human Rights.....	279
(1) 背景・目的.....	279
(2) 差別禁止に係る規定.....	279
2 EU 指令	280
(1) 本調査に係る EU 指令	280
(2) EU 指令の制定に至る過程	281
(3) EU の均等待遇に関する4つの指令の概要.....	281
3 欧州基本権憲章 Charter of Fundamental Rights of The European Union.....	285
(1) 背景・目的.....	285
(2) 差別禁止に係る規定.....	285
第4部 オセアニア	287
第1章 ニュージーランド.....	287
1 障害者に対する差別禁止に係る法制度.....	287
(1) 障害者に対する差別を含む差別の禁止を規定した法令の概要.....	287

(2) 障害(者)の概念・定義.....	290
(3) 差別の定義.....	291
(4) 差別の例外.....	295
2 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み.....	300
(1) 紛争解決のプロセス.....	300
(2) 保護・救済手続の体制.....	303
3 障害者施策に係る推進の仕組み.....	306
(1) ニュージーランド障害者長期計画.....	306
4 障害者施策に係る監視の仕組み.....	312
(1) NZDS の実施に係る監視の仕組み.....	312
(2) 障害者の権利擁護を含む施策全体に係る監視の仕組み.....	314
5 障害者に対する差別禁止に係る法制度に基づくガイドライン等について.....	318
(1) 政府と公的部門のための非差別基準—この基準の適用の方法とそれを実施する者についてのガイドライン.....	318
(2) 権利章典のためのガイドライン：公的部門のための権利章典における権利と自由についてのガイド.....	325
6 障害者権利条約の締結に係る経緯.....	325
(1) 条約の締結に係る経緯.....	325
(2) 条約を締結するに当たっての国内法整備を行った場合の法律名等.....	328
第2章 オーストラリア.....	337
1 障害者に対する差別禁止に係る法制度.....	337
(1) オーストラリア連邦障害者差別禁止法 (Disability Discrimination Act 1992).....	337
(2) 障害(者)の概念・定義.....	337
(3) 差別の概念・定義.....	339
2 障害者に対する差別禁止に係る法制度に基づくガイドライン等について.....	345
(1) DDA と障害基準 (Disability Standards) との関係.....	345
(2) 公共交通へのアクセスにおける障害基準.....	347
(3) 教育における障害基準 (Disability Standards for Education 2005).....	349
(4) 建物へのアクセスにおける障害基準 (Disability (Access to Premises-Buildings) Standards).....	351
(5) 雇用における障害基準 (ドラフト修正版).....	352
3 障害を理由とする差別に対する保護・救済・施策推進のための組織.....	356
(1) オーストラリア人権委員会.....	356
(2) 障害者差別コミッショナーの職務.....	360
4 障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組み.....	361

(1) 苦情申立てと和解調停.....	361
(2) 苦情処理プロセス.....	362
5 障害者施策に係る監視の仕組み.....	365
(1) 調査とコンサルテーションの実施.....	365
(2) 訴訟への介入 (intervention)	366
(3) アミカス・キュリエ.....	368
6 障害者施策に係る推進の仕組み.....	370
(1) DDA 周知のための取組.....	370
(2) 人権教育プログラム.....	372
7 障害者権利条約の締結に係る経緯.....	375
(1) 条約の締結に至った経緯、背景.....	375
(2) 条約の締結するに当たっての国内法整備を行った場合の法律名等	379
第5部 諸外国と日本の国内法との比較、評価.....	383
第1章 国内法における状況	383
1 国連障害者権利条約の批准にむけて.....	383
2 わが国における障害者に対する雇用上の合理的便宜.....	384
3 わが国における障害児に対する教育上の配慮.....	385
第2章 諸外国における障害者に対する差別禁止にかかわる法制度の比較と評価.....	387
1 障害者差別禁止法制、合理的便宜の沿革とその枠組み.....	387
2 「障害者」の概念.....	389
3 障害者差別の構成要件と合理的便宜の内容.....	391
4 便宜的措置の「合理的 (性)」と「過大な負担」	392
5 教育における障害者差別の禁止.....	394
6 建物やサービス利用に関するアクセシビリティの保障.....	396
7 公共交通機関に対するアクセシビリティの保障.....	397
第3章 諸外国における障害を理由とする差別に対する保護・救済の仕組みの比較と評価	398
1 裁判所による救済.....	398
2 行政による救済.....	399
3 その他の裁判外紛争処理制度による救済.....	400
4 アメリカにおける合理的便宜の実態.....	400
第4章 諸外国における障害者施策にかかわる推進の仕組みの比較とその評価.....	401
第5章 諸外国における障害者施策にかかわる監視の仕組みの比較と評価.....	403
第6章 国連障害者権利条約の批准をめぐる各国の対応.....	404
第7章 調査のまとめと若干の提言	405

